平成２２年（フ）第２５３３号
大阪市浪速区恵美須東２－８―12、住民票上の住所大阪市浪速区下寺３丁目18番11号南海ビル１Ｆ
債務者　西森　竜一
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７５９号
大阪府守口市大枝南町８番22―205号
債務者　藤井　裕大
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８７６号
大阪府茨木市寺田町６番11号、事業所所在地大阪市東淀川区豊里７―33―24
債務者　岩内　幾男
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８９９号
大阪市平野区瓜破南２丁目４番107号
債務者　多田とみ子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９３６号
大阪府寝屋川市香里北之町25番11号
債務者　堀家　將俊
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９４１号
大阪市住吉区苅田２丁目13番25―519号
債務者　近藤　　隆
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９８２号
大阪市福島区鷺洲１丁目７番９号、住民票上の住所兵庫県神戸市灘区一王山町11番10号
債務者　榎本　久樹
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９９２号
大阪府東大阪市善根寺町５丁目２番19号オーバン石切105号
債務者　大田　公子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０４９号
大阪府門真市四宮６丁目３番30号、前住所大阪府寝屋川市葛原新町13番１―703号
債務者　アルファテックこと　奥村　弘昭
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０５１号
大阪府枚方市野村元町33番１号
債務者　藤田　浩子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３０号
大阪府松原市天美北３丁目18番14号
債務者　石橋　　裕
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５３３号
堺市堺区寺地町東２丁１番30号　メゾンオリビア301号
債務者　川向　健二
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５３９号
堺市東区北野田547番地　グリーンフィールド北野田205号
債務者　緒方　寛人
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５８３号
大阪府松原市天美我堂７丁目496番地の１Ｂ棟101号
債務者　濱地　優子（旧姓魚住）
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５８６号
堺市西区浜寺石津町西４丁７番２号
債務者　橋口　俊介
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５９２号
大阪府羽曳野市はびきの２丁目７番10号
債務者　大島　伸介
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５９３号
大阪府羽曳野市はびきの２丁目７番10号
債務者　大島　富子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係